商標「虹の雫」の使用に関する要領

（目的）

第１条　この要領は、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所（以下、「研究所」という。）が育成したぶどう品種（品種名：ポンタ）の振興を図るために取得した商標「虹の雫」（以下、「本商標」という。）を使用する際に必要な事項を定め、虹の雫及びその加工品の生産・販路拡大や大阪府の産業振興等に寄与することを目的とする。

（商標権）

第２条　本商標に関する一切の権利は、研究所に属する。

２　本商標は、非独占的な通常使用権とする。

３　本商標は研究所の許諾を得ることなく、無断で使用してはならない。

４　本商標の使用者（以下、「使用者」という。）は、通常使用権を第三者に譲渡、又は再許諾することはできない。

（対象となる商標）

第３条　本要領の対象となる商標は別表に掲げる許諾商標及び区分とする。

（使用の申請）

第４条　本商標を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ商標使用許諾申請書（様式１）に確約書（様式２）を添えて研究所に提出し、その許諾を得るものとする。

２　研究所は、前項の規定による申請について、必要があると判断したときは、申請者に対し、書類の修正や追加書類の提出を求めることができる。

（使用申請の除外）

第５条　国、地方公共団体及び農業関係団体等が、虹の雫の生産・販売・消費拡大等を目的とした普及活動を行う場合には、使用申請の手続は省略できる。

（使用の許諾）

第６条　研究所は、第４条第１項の規定による申請内容を審査し、本商標の使用を許諾することが適当と認められる場合には、商標使用許諾証（様式３）を発行する。

２　研究所は、使用を許諾しないときは、商標使用不許諾通知書（様式４）により、申請者に通知するものとする。

（使用料）

第７条　本商標の使用料は、無料とする。

（使用条件）

第８条　本商標の使用条件は、別紙のとおりとする。ただし、研究所が使用する場合、または研究所が特に認める場合はこの限りではない。

（使用期間）

第９条　本商標の使用許諾期間は、許諾日の年度を含む５か年度とする。最終年度に使用者から取下げの申し出がない場合は、更新するものとする。研究所が本商標の権利を放棄した場合、研究所は本商標を使用した本商品の在庫等について一切の責任を負わない。

（使用状況の報告）

第10条　使用者は、第９条に規定する使用許諾の最終年度に、商標使用実績報告書（様式５）により本商標の使用状況を研究所に報告しなければならない。

（使用者の義務）

第11条　使用者は、関係法規を遵守するとともに、本商標の機能を損ない、又は権利の喪失を招くことのないよう努めるものとする。

２　使用者は、第三者が本商標を侵害し、又は侵害しようとしている事実を発見したときは、直ちに研究所に通知するものとする。

３　使用者は、本商標に関する第三者との係争、審判、訴訟等について研究所に協力して対処し、具体的措置の方法等をその都度両者協議して決定するものとし、係争、審判、訴訟等に要した費用は使用者が負担するものとする。

４　使用者は、本商標を付した商品の瑕疵により第三者に損害を与えたときは、これに対し全責任を負い、研究所に迷惑を及ぼさないよう処理するものとする。

（本商標の不正使用）

第12条　使用者が本要領を遵守せずに、不正に使用した場合には、研究所は次の必要な措置を順次講ずることとする。

（１） 警告

（２） 使用許諾取り消し

（３） 社名等公表

（４） 訴訟

（許諾内容の変更）

第13条　使用者は、許諾を受けた本商標の使用内容を変更しようとするときは、商標使用内容変更申請書（様式６）を研究所に提出し、その許諾を得るものとする。

２　研究所は、本商標の使用内容の変更を許諾する場合には、商標使用内容変更許諾通知書（様式７）により、使用者に通知するものとする。

３　研究所は、本商標の使用内容の変更を許諾しない場合には、商標使用内容変更不許諾通知書（様式８）により、使用者に通知するものとする。

４　第１項の申請については、第４条及び第６条の規定を準用する。

（使用の廃止）

第14条　使用者は、本商標の使用を廃止したときは、速やかにその旨を商標使用廃止届出書（様式９）により研究所に届出なければならない。

（許諾の取消）

第15条　研究所は、使用者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、第６条第１項の使用許諾を取り消すことができる。

（１）この要領の規定に違反したとき

（２）その他研究所が取り消すことが適当と認めるとき

２　研究所は、前項の規定による使用許諾の取り消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

（その他）

第16条　この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、研究所が決定する。

附 則

この要領は、令和６年11月14日から施行する。

別表

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 品目名 | 商標 | 読み方 | 登録番号 | 区分 | 品種登録名 |
| 葡萄 | 虹の雫 | にじのしずく | 登録6765675号 | 29類冷凍果実，加工果実31類果実，苗木32類清涼飲料，果実飲料，乳清飲料 | ポンタ |

別紙（使用条件）

|  |  |
| --- | --- |
| 登録商標 | 虹の雫（文字商標） |
| 使用できるブドウ品種 | 品種名：ポンタ |
| 使用可能な表示※ | 虹の雫にじのしずくニジノシズクnijinoshizuku |

* 最上段が標準表示であるが、その他同一称呼名称として、ひらがな表示、カタカナ表示、ローマ字表示に限り使用を認める。なお、ローマ字表示において、大文字小文字は問わない。

（様式1）

商標使用許諾申請書

年　 月 　日

地方独立行政法人

大阪府立環境農林水産総合研究所　理事長 様

申請者　(所在地)

(名 称)

(代表者)

商標「虹の雫」の使用に関する要領を遵守することに同意し、同要領第４条第1項の規定に基づき、次のとおり使用許諾を申請します。

記

１．使用する対象(該当箇所に☑すること)

□果実　□加工品　□広報資料（チラシ、パンフレット等）

□その他（ 　　　　）

２．業種・業態(該当箇所に☑すること)

□生産者・生産者団体 　□食品関係事業者

□その他（ 　　　　）

３．連絡先

（１）担当者名：

（２）電話番号：

（３）ＦＡＸ：

（４）E-mail：

４．申請者が団体等の場合は、代表者１名がこれを代表して申請を行うものとし、以下に☑して下さい。

　　□　商標を使用する構成員に商標「虹の雫」の使用に関する要領の遵守を徹底します。

（様式２）

　年　　月　　日

地方独立行政法人

大阪府立環境農林水産総合研究所　理事長　様

申請者　(所在地)

(名 称)

(代表者)

**確 約 書**

商標「虹の雫」（以下、「本商標」という。）の使用に関して、以下について確約します。

　＜**確約事項＞**

（１）本商標の使用にあたっては、『商標「虹の雫」の使用に関する要領』（以下、「要領」という。）に記載の内容を遵守します。

（２）本商標は要領別表の区分以外では使用しません。

（３）本商標は要領別紙の使用条件以外では使用しません。

（４）本商標の使用は、研究所から許諾された期間のみとします。

（５）許諾期間の最終年度には本商標の使用状況を報告します。

（様式３）

環農水研○○第　　号

年 　月　 日

商標使用許諾証

　　　　　　　　　　　　　　様

地方独立行政法人

大阪府立環境農林水産総合研究所

　　　　　　　　　理事長

年 月 日付けで提出のあった商標「虹の雫」の使用に関する申請については、下記のとおり許諾します。

記

１　使用許諾番号：

２　使用する対象：

（様式４）

環農水研○○第　　号

年 　月　 日

商標使用不許諾通知書

　　　　　　　　　　　　　　様

地方独立行政法人

大阪府立環境農林水産総合研究所

　　　　　　　　　理事長

年 月 日付けで提出のあった商標「虹の雫」の使用に関する申請については、下記のとおり不許諾とします。

記

不許諾の理由

（様式５）

商標使用実績報告書

年 　月　 日

地方独立行政法人

大阪府立環境農林水産総合研究所　理事長 様

(所在地)

(名 称)

(代表者)

　年 月 日付け環農水研○○第　号で使用許諾を受けた商標の使用実績について、商標「虹の雫」の使用に関する要領第10条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１．商標を使用する対象

□果実　□加工品　□広報資料　□その他（ 　　　　）

（1）果実の場合

果実の販売数量（ 　　　　）

（2）加工品の場合

商品の名称（ 　　　　）

商品の販売数量（　　　　　）

※加工品の概要が分かる資料や写真を添付すること

（3）広報資料の場合

　　配付数（　　　　）

（4）その他

　　具体的に記載（　　　　）

２．連絡先

（１）担当者名：

（２）電話番号：

（３）ＦＡＸ：

（４）E-mail：

（様式６）

商標使用内容変更申請書

年 　月　 日

地方独立行政法人

大阪府立環境農林水産総合研究所　理事長　様

申請者　(所在地)

(名 称)

(代表者)

年 月 日付け環農水研○○第　号で使用許諾を受けた商標「虹の雫」の使用ついて、下記のとおり変更したいので申請します。

記

１．変更の内容

|  |  |
| --- | --- |
| 許諾番号 |  |
| 使用対象物品等 |  |
| 変更内容 |  |

２．連絡先

（１）担当者名：

（２）電話番号：

（３）ＦＡＸ：

（４）E-mail：

（様式７）

環農水研○○第　　号

年 　月　 日

商標使用内容変更許諾通知書

　　　　　　　　　　　　　　様

地方独立行政法人

大阪府立環境農林水産総合研究所

　　　　　　　　　理事長

年 月 日付けで申請のあった商標「虹の雫」の使用に関する変更申請については、下記のとおり許諾します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 許諾番号 |  |
| 使用対象物品等 |  |
| 変更内容 |  |

（様式８）

環農水研○○第　　号

年 　月　 日

商標使用内容変更不許諾通知書

　　　　　　　　　　　　　　様

地方独立行政法人

大阪府立環境農林水産総合研究所

　　　　　　　　　理事長

年 月 日付けで申請のあった商標「虹の雫」の使用に関する変更申請については、下記のとおり不許諾とします。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 許諾番号 |  |
| 不許諾対象物品等 |  |
| 理由 |  |

（様式９）

商標使用廃止届出書

年 　月　 日

地方独立行政法人

大阪府立環境農林水産総合研究所　理事長 様

申請者　(所在地)

(名 称)

(代表者)

年 月 日付け環農水研○○第　号で使用許諾を受けた商標「虹の雫」の使用について廃止したので、商標「虹の雫」の使用に関する要領第13条の規定に基づき、下記のとおり届出します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 許諾番号 |  |
| 廃止日 |  |
| その他 |  |